

## 第 3 章

# 労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	52
第 1	<a href="#">概 要</a>	52
第 2	<a href="#">調整事件一覧</a>	55
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	62
第 1	<a href="#">概 要</a>	62
第 2	<a href="#">個別あっせん事件一覧</a>	66
第 3 節	<a href="#">労働争議の実情調査</a>	67
第 1	<a href="#">概 要</a>	67
第 2	<a href="#">実情調査一覧</a>	67

# 第1節 労働争議の調整

## 第1 概 要

### 1 取扱事件の状況

#### (1) 取扱事件

令和2年に取り扱った調整事件の件数は19件で、前年（13件）に比べ6件増加した。

取扱件数19件は、すべてあっせん事件で、その内訳は、「前年からの繰越」が2件、「新規申請」が17件であった。

あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は13回で、前年（9回）に比べ4回増加した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	28年	29年	30年	元年	2年
前年からの繰越	3	2	1	2	2
新規申請	14	13	9	11	17
計	17	15	10	13	19
調整回数(回)	11	11	7	9	13

(注) 取扱件数はすべてあっせんである。

#### (2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数44項目のうち「団交促進」が8項目で最も多く、次いで「解雇」が多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項 \ 年	28年	29年	30年	元年	2年	
団交促進	10 (1)	4 (1)	1	5	8	
経営又は人事	人員整理	0	0	0	0	
	配置転換	0	1	3 (1)	2 (1)	0
	解雇	2 (1)	3	0	1	5 (1)
	その他	1	3	4	3 (2)	2
賃金等	一時金	4 (1)	4 (1)	6	3 (2)	4
	退職一時金・年金	0	0	2	1 (1)	1
	解雇手当・休業手当	0	2	0	1	0
	その他	2	3	5 (1)	6 (2)	12 (2)
労働条件等	0	2	0	5	3 (1)	
その他	5	9 (1)	3	3	9	
計	24 (3)	31 (3)	24 (2)	30 (8)	44 (4)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「製造業」及び「運輸業、郵便業」が各4件で最も多くなっている。

従業員規模別で見ると、「300人以上」が6件で最も多く、次いで「10人以上49人以下」が5件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年	28年	29年	30年	元年	2年
業種	建設業		0	0	2	0	2
	製造業		3 (1)	5 (1)	5 (1)	3 (2)	4
	情報通信業		0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業		3	3	0	5	4 (1)
	卸売業、小売業		0	1	0	0	2
	金融業、保険業		0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業		0	0	0	0	1
	宿泊業、飲食サービス業		0	1	0	0	1
	生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	0
	教育、学習支援業		4 (1)	4	1	3	1
	医療、福祉		0	0	1	0	3
	サービス業		5 (1)	1 (1)	1	2	1 (1)
	その他		2	0	0	0	0
	計		17 (3)	15 (2)	10 (1)	13 (2)	19 (2)
従業員規模	1～9人		0	0	1	1	3 (1)
	10～49人		4 (1)	4	4	0	5
	50～99人		5	3 (1)	3 (1)	3 (2)	2
	100～299人		4 (1)	4 (1)	0	5	3
	300人以上		4 (1)	4	2	4	6 (1)
		計		17 (3)	15 (2)	10 (1)	13 (2)

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和2年に取り扱った調整事件19件は、16件が同年中に終結し、3件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が10件、「打切」が2件、「取下」が4件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、83.3%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	28年	29年	30年	元年	2年
終	解 決	決	6 (1)	6 (1)	4 (1)	7 (2)	10 (2)
	打 切	切	8 (2)	8 (1)	1	4	2
	取 下	下	1	0	3	0	4
	不 開 始	始	0	0	0	0	0
	移 管	管	0	0	0	0	0
結	計		15 (3)	14 (2)	8 (1)	11 (2)	16 (2)
	解 決 率 (%)		42.9	42.9	80.0	63.6	83.3
翌 年 繰 越			2	1	2	2	3

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

## (2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「50日以上」が10件で最も多く、次いで「30～49日」が5件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、67.3日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	28年	29年	30年	元年	2年
15 日 未 満			6	6	1	1	1
15 ～ 29 日			1	1	1	3	0
30 ～ 49 日			1 (1)	2	2	0	5
50 日 以 上			6 (2)	5 (2)	4 (1)	7 (2)	10 (2)
あっせん員指名前の取下			1	0	0	0	0
計			15 (3)	14 (2)	8 (1)	11 (2)	16 (2)
1件当たりの平均所要日数(日)			39.5	43.5	56.5	57.6	67.3

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す (いずれも当日を含む。)

3 平成29年12月1日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

## 第 2 調整事件一覧

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-8	あっせん	サービス業 (その他の事業サービス業)	R1. 10. 30 (組合)	R1. 10. 31	解雇の解決金及び未払賃金	1	68	解決 (あっせん案) (R2. 1. 6)	酒井 西野 山本(秀)

### ○申請までの経過

組合員の時間外手当の支払等を求めて団体交渉が行われた後、同人に対して廃業を理由とした解雇が通告されたため、解雇に伴う生活保障要求を追加し団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払及び廃業を示す書類の提示を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-10	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R1. 11. 19 (組合)	R1. 11. 25	仮眠時間等の労働時間性	1	67	解決 (あっせん案) (R2. 1. 30)	杉島 西野 吉村

### ○申請までの経過

隔日勤務における仮眠時間が労働時間とされないこと等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、労使が働き方に関して懇談する場を設けることを内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業 種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-1	あっせん	製造業 (輸送用機械器具製造業)	R2. 1. 31 (組合)	R2. 2. 3	パワハラに係る調査の実施等	0	37	打切り (辞退) (R2. 3. 10)	森 吉田 太田

### ○申請までの経過

退職の原因がパワハラにあるとして、社内ルールに則った調査の実施又は調査関係資料の開示、組合との共同による再調査等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんで申請した。

### ○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-2	あっせん	医療、福祉 (医療業)	R2. 2. 27 (組合)	R2. 3. 2	退職金等の支払	2	107	解決 (あっせん案) (R2. 6. 16)	井上 近藤 山本(秀)

○申請までの経過

退職に伴い提示された退職金の金額について、使用者の前代表者から聞いていた金額とかけ離れていたことや使用者に対して多大な貢献をしてきたという自負から、納得ができず、時間外手当等を加えた解決金の支払を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、使用者が組合員の退職金について使用者の社員総会に上程する金額等を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-3	あっせん	製造業 (金属製品製造業)	R2. 3. 3 (組合)	R2. 3. 4	一時金の上積み支給等	1	100	打切り (不調) (R2. 6. 11)	説田 中嶋 吉村

○申請までの経過

正規雇用の組合員への一時金の上積み支給、非正規雇用の組合員への住宅手当を始めとした手当及び一時金の支給、パートの組合員の時給の引上げ、作業着の無料支給を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝において、労使双方に譲歩を促したが、合意に至らなかったため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-4	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R2. 3. 16 (組合)	R2. 3. 17	暫定労働協約の締結	1	84	解決 (あっせん案) (R2. 6. 8)	佐脇 畑 松井

○申請までの経過

時間外手当の未払等の問題解決を目指して結成された労働組合が今後の団体交渉等の基礎となる暫定の労働協約締結を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、労使双方で確認した就業時間中の組合活動の扱い等について留意した上で、再度、案を提示して協議することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-5	あっせん	建設業 (職別工事業(設備工事業を除く。))	R2. 4. 2 (組合)	R2. 4. 6	不当解雇 に対する 解決金等	1	78	解決 (あっせん案) (R2. 6. 22)	杉島 西野 山本(衛)

○申請までの経過

不当な解雇であるとして解雇撤回、時間外手当の未払分があるとして当該未払分の支給、また、傷病手当金受給額と通常の給料との差額相当分の支払等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-6	あっせん	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	R2. 6. 1 (組合)	R2. 6. 2	団体交渉 の応諾、 未払賃金 等	1	42	解決 (あっせん案) (R2. 7. 13)	森 牧田 板倉

○申請までの経過

労務管理等について団体交渉を申し入れたところ、使用者からWEB会議方式による団体交渉及び具体的協議事項を明らかにすることを要求されたため、誠実な団体交渉等を求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、団体交渉の開催条件を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-7	あっせん	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	R2. 6. 26 (組合)	R2. 6. 26	賃上げ、 団体交渉 での誠実 な回答	2	116	解決 (あっせん案) (R2. 10. 19)	佐脇 近藤 山本(秀)

○申請までの経過

給与規程の改定に伴い、組合員よりも後から採用された職員の給料が高くなったことについて、個別交渉及び団体交渉を行い、一定の賃上げがなされたものの、更なる賃上げを求めて団体交渉を申し入れたところ、使用者が拒否したため、賃上げと団体交渉での誠実な回答を求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、基本給の引上げや今後本あっせん案を受諾する前に存在する事由を理由に賃上げの要求をしないことを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-8	あっせん	宿泊業、飲食サービス業 (宿泊業)	R2. 6. 30 (組合)	R2. 7. 1	団体交渉 の応諾等	1	78	解決 (あっせん案) (R2. 9. 16)	井上 中嶋 夏目

○申請までの経過

職場での嫌がらせを放置したとして団体交渉が行われたが、平行線となった。その後、使用者が書面でのやりとりで十分であるとして団体交渉を拒否したため、嫌がらせを放置し精神的苦痛を与え続けたとして、このことに対する謝罪と団体交渉の応諾を求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、使用者は組合から団体交渉の申し入れがあった場合は、対面による団体交渉の開催に向けて誠実に対応することを主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-9	あっせん	卸売業、小売業 (その他の小売業)	R2. 9. 3 (組合)	R2. 9. 4	有給休暇 残日数分 相当額の 支払	0	46	取下げ (R2. 10. 19)	井上 近藤 吉村

○申請までの経過

組合員は転籍前に有給休暇残日数については引き継がれることを確認していたが、転籍後に引き継がれた有給休暇はない旨使用者から主張された。有給休暇残日数があるとして当該日数分相当額の支払を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、あっせん以外の方法で解決を図るとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
2-10	あっせん	卸売業、小売業 (その他の小売業)	R2. 9. 3 (組合)	R2. 9. 4	一時金未 払分の支 払	0	46	取下げ (R2. 10. 19)	井上 近藤 吉村

○申請までの経過

入社時に契約した一時金の金額について、経営不振を理由に突然大幅に減額されたことから、一時金の未払分の支払を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、あっせん以外の方法で解決を図るとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。



事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-11	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	R2.9.8 (組合)	R2.9.9	団体交渉の応諾	0	41	取下げ (R2.10.19)	説田 中嶋 夏目

○申請までの経過

入社時に転勤なしの条件が提示されていた組合員に対し、転勤が打診されたため、組合は同人の転勤の撤回等を求めて団体交渉を申し入れた。その後、同人は過去に犯した業務上のミス等に対する始末書提出等の処分を受け、さらに解雇を予告されたため、組合は再度団体交渉を申し入れたが、使用者が拒否したため、団体交渉の応諾を求め、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、団体交渉が開催されたとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-12	あっせん	教育・学習支援業 (その他の教育、 学習支援業)	R2.9.11 (組合)	R2.9.11	解雇の撤回、未払賃金等	1	95	解決 (あっせん案) (R2.12.14)	杉島 畑 太田

○申請までの経過

同僚等とのトラブルを理由に雇用期間の途中で解雇されたため、解雇の撤回等を求めて団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払を主な内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-13	あっせん	製造業 (化学工業)	R2.9.30 (組合)	R2.10.1	適正な業務を与えること等	0	14	取下げ (R2.10.14)	渡部 西野 松井

○申請までの経過

組合員への適正な業績評価の実施、同人への適正な評価に基づく賞与及び給料の支払、同人への経験や能力に見合った仕事の付与を求めて、団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

組合から、自主交渉により解決したとして、あっせんを取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下げにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-14	あっせん	製造業 (ゴム製品製造業)	R2. 10. 26 (組合)	R2. 10. 27	一時金の支給等	1	57	解決 (あっせん案) (R2. 12. 22)	説田 牧田 板倉

○申請までの経過

組合は賃上げを求めて団体交渉を行ってきたが、平行線となった。その後、要求事項を一時金の支給に変更し、団体交渉を続けたが、再度平行線となったため、一時金の支給、団体交渉における財務関係書類の提示及び権限をもった役員の出席を求めて、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝した結果、労使双方が譲歩し、団体交渉における貸借対照表の提示と保留した事項の回答期限を内容とするあっせん案を受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-15	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	R2. 10. 30 (組合)	R2. 11. 2	バス運転試験の公平な対応等	-	-	翌年へ繰越	森 八代 山本(衛)

○申請までの経過

組合員に対するバス運転手への復帰試験の対応、同人の職務環境の改善等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-16	あっせん	建設業 (設備工事業)	R2. 12. 10 (組合)	R2. 12. 11	雇止めに対する解決金等	-	-	翌年へ繰越	佐脇 近藤 吉村

○申請までの経過

組合員は、従前就業していた会社の業務移管に伴い、60歳まで勤務できるとの説明を受けたとして被申請者で就業することを選択したものの、60歳以前に雇止めされたため、雇止め等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
2-17	あっせん	不動産業、物品賃貸業 (不動産取引業)	R2. 12. 23 (組合)	R2. 12. 24	不当解雇に対する解決金等	-	-	翌年へ繰越	渡部 中嶋 山本(秀)

○申請までの経過

組合員に対して入社面接時に正社員への登用を期待させる発言があったが、入社後、組合員は同人の業務に従事するに当たり強いストレスを受け、休業を余儀なくされた。その後、使用者が一方的に契約解除をしたため、組合員への不当な扱いがあるとして、謝罪と解決金の支払等について団体交渉が行われたが、平行線となったため、組合はあっせんを申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

※各所要日数は調整員指名から終結までの日数。

## 第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

### 第1 概 要

#### 1 取扱事件の状況

##### (1) 取扱事件

令和2年に取り扱ったあっせん事件の件数は10件で、前年（14件）に比べて4件減少した。取扱件数10件の内訳は、「前年からの繰越」が1件、「新規申出」9件であった。申出者別では、すべて労働者からの申出であった。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	28年	29年	30年	元年	2年
前年からの繰越	2	3	2	2	1
新規申出	16	7	13	12	9
計	18	10	15	14	10

##### (2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数15項目のうち「職場の人間関係」が5項目で最も多く、次いで「賃金未払」が多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

あっせん事項 \ 年	28年	29年	30年	元年	2年	
経営又は人事	解雇	9 (1)	5 (3)	3	4	2
	復職	1	0	0	1	0
	退職	1	0	0	2	2
	その他	1	1	5 (1)	1	1 (1)
賃金等	賃金未払	1	2	1	0	3
	賃金減額	1	0	0	2	0
	退職一時金	2	2 (2)	0	0	0
	解雇手当	3	2	1	0	0
	その他	1	2	7 (1)	3 (1)	0
労働条件等	5	5	11 (2)	6	2	
職場の人間関係	4 (1)	4	9 (2)	5 (2)	5	
その他	3	0	1	0	0	
計	32 (2)	23 (2)	38 (6)	24 (3)	15 (1)	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「卸売業、小売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各3件で最も多く、次いで「教育、学習支援業」が2件となっている。

従業員の規模別で見ると、「10人～49人」及び「300人以上」が各4件と最も多くなっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		28年	29年	30年	元年	2年
業 種	建設業	2	0	1	0	0
	製造業	0	2	3	1	0
	情報通信業	6	3 (2)	0	0	0
	運輸業、郵便業	2	1	3 (1)	1	0
	卸売業、小売業	0	0	1	2	3
	金融業、保険業	1	0	1	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	0	1	3 (1)	3
	教育、学習支援業	1	0	0	0	2
	医療、福祉	3	3 (1)	1	2	1 (1)
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	1	2	1
	その他	3 (2)	1	3 (1)	3 (1)	0
	計	18 (2)	10 (3)	15 (2)	14 (2)	10 (1)
従 業 員 規 模	1～9人	3	1	2	3 (1)	0
	10～49人	3 (1)	1	1	5	4 (1)
	50～99人	1	0	0	0	2
	100～299人	5	3 (1)	3 (1)	2 (1)	0
	300人以上	6 (1)	5 (2)	9 (1)	4	4
	計	18 (2)	10 (3)	15 (2)	14 (2)	10 (1)

注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、日本標準産業分類による。

## 2 終結状況

### (1) 終結区分別終結件数

令和2年に取り扱ったあっせん事件10件は、すべて同年中に終結した。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が1件、「打切」が6件、「取下」が3件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、14.3%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		28年	29年	30年	元年	2年
終 結	解 決	4 (1)	7 (3)	6 (1)	3 (2)	1
	あっせん回数 (回)	4	7	8 (2)	3 (2)	1
	打 切	11 (1)	1	5	9	6
	取 下	0	0	2 (1)	1	3 (1)
	不 開 始	0	0	0	0	0
	計	15 (2)	8 (3)	13 (2)	13 (2)	10 (1)
	解 決 率 (%)	26.7	87.5	54.5	25.0	14.3
翌 年 繰 越	3	2	2	1	0	

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、「打切」に区分する。

### (2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「30日以上」が4件で最も多く、次いで「10日未満」が3件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、30.3日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数	28年	29年	30年	元年	2年
10 日 未 満	8	1	0	2	3
10 ～ 19 日	1	0	1	1	2
20 ～ 29 日	1 (1)	2 (2)	1	3	1
30 日 以 上	5 (1)	5 (1)	11 (2)	7 (2)	4 (1)
計	15 (2)	8 (3)	13 (2)	13 (2)	10 (1)
1件当たりの平均所要日数(日)	18.5	40.9	60.5	41.7	30.3

(注) 1 ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 平成29年12月1日申請分より、あっせんの開始決定後速やかにあっせん員を指名するよう運用を変更した。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「30日以上」が4件と最も多く、次いで「10日未満」が3件となっている。

終結事件1件当たりの平均処理日数は、31.5日であった。

表6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

年 処理日数	28年	29年	30年	元年	2年
10日未満	0	0	0	2	3
10～19日	6	0	1	1	1
20～29日	1	0	0	3	2
30日以上	8 (2)	8 (3)	12 (2)	7 (2)	4 (1)
計	15 (2)	8 (3)	13 (3)	13 (2)	10 (1)
1件当たりの平均処理日数(日)	33.7	58.0	63.1	42.8	31.5

(注) ( )内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

## 第2 個別あっせん事件一覧

事件番号	業種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
元-P4	医療、福祉	R1. 12. 18 (労働者)	R1. 12. 18	会社が支払った学費の返還方法	0	83	取下げ (R2. 3. 9)	佐脇 八代 山本(衛)
2-P1	教育、学習支援業	R2. 6. 3 (労働者)	R2. 6. 3	退職条件の調整	0	49	取下げ (R2. 7. 21)	渡部 八代 太田
2-P2	教育、学習支援業	R2. 6. 3 (労働者)	R2. 6. 3	退職条件の調整	0	50	取下げ (R2. 7. 22)	渡部 八代 太田
2-P3	卸売業、小売業	R2. 6. 9 (労働者)	R2. 6. 9	休業期間中の給料の支払等	0	21	打切り (辞退) (R2. 6. 29)	酒井 吉田 山本(衛)
2-P4	サービス業	R2. 7. 3 (労働者)	R2. 7. 7	就業開始日延期による賃金補償	1	52	解決 (あっせん案) (R2. 8. 27)	酒井 畑 山本(衛)
2-P5	宿泊業、飲食サービス業	R2. 7. 17 (労働者)	R2. 7. 20	ハラスメントに対する補償	0	18	打切り (辞退) (R2. 8. 6)	説田 西野 太田
2-P6	卸売業、小売業	R2. 8. 4 (労働者)	R2. 8. 5	賃金未払等	0	7	打切り (辞退) (R2. 8. 11)	杉島 牧田 板倉
2-P7	宿泊業、飲食サービス業	R2. 8. 4 (労働者)	R2. 8. 5	ハラスメントに対する補償	0	7	打切り (辞退) (R2. 8. 11)	渡部 八代 山本(衛)
2-P8	宿泊業、飲食サービス業	R2. 8. 27 (労働者)	R2. 8. 28	ハラスメントに対する補償	0	6	打切り (辞退) (R2. 9. 2)	森 吉田 山本(衛)
2-P9	卸売業、小売業	R2. 11. 2 (労働者)	R2. 11. 4	派遣の一方的終了に対する補償等	0	10	打切り (辞退) (R2. 11. 13)	井上 吉田 山本(衛)

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。



## 第3節 労働争議の実情調査

### 第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

### 第2 実情調査一覧

令和2年に行った実情調査は17件で、その内容は以下のとおりであった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	149	賃金引上げと雇用の確保ほか	令和 2. 2. 19	令和 2. 7. 27	無
2	南 医 療 生 協	〃	250	〃	〃	〃	〃
3	北 医 療 生 協	〃	280	〃	〃	〃	〃
4	名 南 会	〃	298	〃	〃	〃	〃
5	尾 張 健 友 会	〃	97	〃	〃	〃	〃
6	刈谷豊田総合病院	〃	1,530	〃	〃	〃	〃
7	南 知 多 病 院	〃	53	〃	〃	〃	〃
8	済生会リハビリテーション病院	〃	120	〃	〃	〃	〃
9	トラストクリニック	〃	5	年報カット及びその撤回 に関する説明ほか	令和 2. 7. 7	令和 2. 9. 28	〃
10	みなと医療生協	〃	149	賃金引上げと雇用の確保ほか	令和 2. 10. 12	令和 2. 12. 25	〃
11	南 医 療 生 協	〃	239	〃	〃	〃	〃
12	北 医 療 生 協	〃	268	〃	〃	〃	〃
13	名 南 会	〃	312	〃	〃	〃	〃
14	尾 張 健 友 会	〃	92	〃	〃	〃	〃
15	刈谷豊田総合病院	〃	1,578	〃	〃	〃	〃
16	南 知 多 病 院	〃	41	〃	〃	〃	〃
17	済生会リハビリテーション病院	〃	120	〃	〃	〃	〃